

公 告

下記のとおり入札を実施するので、入札説明書及び入札心得書を熟知の上、参加されたい。

令和8年6月11日
特別調達資金契約等担当官
北関東防衛局長 池田 真人

記

1 入札方式 一般競争入札

2 入札に付する事項

- (1) 入札件名：令和8年度航空燃料の送油に係る役務
- (2) 履行内容：硫黄島に輸送された航空燃料を燃料給油施設から地上式燃料タンクへ送油等を行うものである。
【数量等】
・JP-5 約1,800KL
- (3) 履行場所：東京都 小笠原村 硫黄島
- (4) 履行期間：契約締結の翌日から令和8年7月7日まで
- (5) 本件は、入札及び資料提出等を紙入札方式で行う案件である。申請の方法は、入札説明書による。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条第1項の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8・9年度防衛省所管競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法、又は民事再生法による手続開始（更生・再生）の申立てがなされている者（再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に防衛省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。詳細は入札説明書による。
- (6) 暴力団関係者の排除
ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは、契約を行わない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

北関東防衛局管理部業務課

電話 048-600-1800 (内線2313又は2318)

FAX 048-600-1833

メールアドレスについては、入札説明書を交付する際にお伝えする。

(2) 入札説明書等の交付期間等

ア 交付期間

入札公告日から令和8年6月17日まで。紙入札方式によるため、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、9時から17時まで（正午から13時までの間を除く。）。

イ 交付場所

(1)において交付する。

(3) 申請書の提出期限等

ア 提出期間

入札公告日から令和8年6月17日まで。ただし、最終日は正午必着とする。

イ 提出場所

紙入札方式によるため、行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで（正午から13時までの間を除く。）に(1)へ持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出すること。

(4) 入札書の提出期限等

ア 郵送等による場合

(ア) 提出期限 令和8年6月11日から同年6月17日まで。

(イ) 提出場所 (1)に同じ

(ウ) 提出方法 持参又は郵送等により提出（必着）すること。なお、電子メールによる提出は認めない。

イ 開札日に持参による場合

(ア) 提出期限 令和8年6月18日 13時30分

(イ) 提出場所 北関東防衛局8階入札室

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年6月18日 13時30分

イ 場所

北関東防衛局8階入札室

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

ただし、入札者が立ち会わないときは管理部業務課事務室

5 適用する契約事項

- (1) 契約条項
- (2) 暴力団排除に関する特約条項
- (3) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (4) 契約金額の精算に関する特約条項
- (5) 上記のほか落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業である場合は、「債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

6 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札額とし、当該契約は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第111号）第7条第1項第1号の規定に基づき消費税が免除される。
- (4) 開札の結果、落札となるべき者が二人以上あるときは、「くじ」で落札者を決定する。「くじ」の実施方法の詳細は発注者から指示をする。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。